千葉県(1)
選挙管理委員会
-2.5.21
千選管第　号

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書 (令和 1 年分)

(ふりがな) (じょうほうしゃかいにむけてあたらしいせいじをつくるかい)

1 政治団体の名称　情報社会に向けて新しい政治を創る会

2 主たる事務所の所在地　千葉県松戸市岩瀬153-1　アセッツ松戸1階

3 代表者の氏名　生方　幸夫

4 会計責任者の氏名　福島　靖男

問合せ先

(担当者)　安蒜　一浩

(電話)　047-330-2502

(担当者)

(電話)

※問合せ先については、必ず連絡のとれる連絡先を記載してください。

国会議員関係政治団体の区分
(政治資金規正法第１９条の７第１項)
- ☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 第２号に係る国会議員関係政治団体
- ・公職の候補者の氏名　生方幸夫
- ・公職の種類　衆議院議員
 (該当する方に○→)　(現職 ・ 候補者)
- ・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
- ☑ 1年を通じて適用
- ☐ 対象年の途中での適用の異動あり

(「異動あり」の場合のみ以下を記入)
年 月 日から 年 月 日まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政党
- ☑ その他の政治団体(後援会等)
- ☐ 政治資金団体
- ☐ その他の政治団体の支部
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

活動区域の区分
- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
- ☐ 無
- ☑ 有

(以下　指定「有」の場合のみ記載)
- ・公職の種類　衆議院議員
 (該当する方に○→)　(現職 ・ 候補者)
- ・資金管理団体の届出をした者の氏名　生方幸夫
- ・資金管理団体の指定の期間
- ☑ 1年を通じて適用
- ☐ 対象年の途中での適用の異動あり

(「異動あり」の場合のみ以下を記入)
年 月 日から 年 月 日まで

注意(1)上記のうち、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び会計責任者の氏名に記載する内容は、提出日現在で届出ている内容と一致してください。
(2)上記のうち、政治団体の区分、活動区域の区分、国会議員関係政治団体の区分、資金管理団体の指定の有無に記載する内容は、前年12月31日現在の状況に従い記載してください。
(3)記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
(4)提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

(下欄は記載不要。選挙管理委員会が記載。)

団体コード	翌年への繰越金
3 4 6 7 3 0	219,536

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1　収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）		10,	339,	523
①（前年からの繰越額）			210,	914
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）		10,	128,	609
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）		10,	119,	987
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）			219,	536

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額 A			548,	000
員数				139人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附		1,	161,	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ｱ）＋（ｲ）＋（ｳ）		1,	161,	000	(ｱ)～(ｳ)の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）		1,	161,	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その３－１）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）					
事業の種類	金額				備考
	十億	百万	千	円	
生方幸夫新春の集い（2月9日）			334,	000	
生方幸夫後援会バス旅行（6月22日）			408,	000	
生方幸夫バーベキュー大会（9月28日）			155,	000	
生方幸夫杯ゴルフコンペ（11月11日）			320,	000	
この頁の小計			1, 217,	000	
合計 C			1, 217,	000	

注意 (1) 政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「○○紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「○○会会費」、その他の事業にあっては「その他催物事業」と記載すること。
(2) 政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

（その３－２）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティー）

政治資金パーティーの名称	金額	開催年月日	開催場所（所在地及び施設名）	備考
	十億 百万 千 円			
生方幸夫昼食セミナー	2,780,000	R1. 5. 29	東京都千代田区紀尾井町4-1　ホテルニューオータニ	
生方幸夫君と一緒に政治を変える会	3,220,000	R1. 11. 28	東京都千代田区紀尾井町4-1　ホテルニューオータニ	
この頁の小計	6,000,000			
合計 D	6,000,000			

注意 (1) 収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）については、本表のほか表（その10）も提出すること。
(2) 20万円超の購入者がいる場合には、表（その11-1）～（その11-3）にその内容を記載すること。
また、あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた者がいる場合には、表（その12-1）～（その12-3）にあっせんの内容を記載すること。
(3) 他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

（その４）

（４）借　入　金

借入先	金額 十億	百万	千	円	借入年月日	備考
生方幸夫			500,	000	H31. 1. 16	
生方幸夫			500,	000	R1. 7. 22	
生方幸夫			200,	000	R1. 8. 26	
この頁の小計			1, 200,	000		
合計 E			1, 200,	000		

注意 (1) 年内に借入れたものを記載すること。なお、年内に借入し、返済した場合であっても記入すること。
なお、返済金は、支出において表(その13-1)の「(6)その他の経費」に計上されるものであること。
また、借入先ごとの残高(従前からのものを含む)が100万円を超える借入金については、表(その17)に「有」と記入されるものであること。
(2) 借入先は、金融機関にあっては支店名（○○銀行○○支店）まで記載し、個人からのものはその氏名を記載すること。

（その６）

（６）その他の収入

摘　　要	金　　額				収入年月日	備　　考
	十億	百万	千	円		
この頁の小計				0		
１件10万円未満のもの				2,609		
合　　計 G				2,609		

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

（その７－１）　**個　人**

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）			寄　附　者　の　区　分	個　人	
寄　附　者　の　氏　名	金　額（十億 百万 千 円）	年月日	住　所	職　業	備　考
松本慶三	20,000	H31. 1. 10	千葉県松戸市上本郷1424-27	会社役員	
粕谷滋夫	10,000	H31. 1. 11	千葉県松戸市和名ヶ谷948-8-711	会社員	
平岡　亘	10,000	H31. 1. 11	千葉県松戸市下矢切326-3	会社員	
中牟田訓充	10,000	H31. 1. 16	千葉県市川市北国分4-7-13	無職	
守矢敏男	10,000	H31. 1. 18	千葉県松戸市南花島4-62-4	会社員	
大光富美男	10,000	H31. 2. 26	千葉県松戸市河原塚162-15	会社員	
小室英樹	10,000	H31. 3. 6	千葉県松戸市上矢切1016-6	会社員	
松本昌司	10,000	H31. 3. 8	千葉県市川市北国分4-6-3	無職	
平山和子	20,000	R1. 5. 13	千葉県市川市真間1-1-10	無職	
久保木英一郎	10,000	R1. 8. 29	千葉県松戸市栄町8-651-9	会社員	
坂田康代	20,000	R1. 8. 30	神奈川県足柄上郡松田町松田庶子221	無職	
加藤昭穂	20,000	R1. 8. 30	千葉県松戸市五香西2-50-33	会社員	
渡邊忠雄	20,000	R1. 8. 30	千葉県松戸市松飛台420-1	会社役員	
秦　英明	10,000	R1. 8. 30	千葉県松戸市六高台8-112	自営業	
石川清彦	10,000	R1. 8. 30	千葉県松戸市紙敷1406	無職	
この頁の小計	200,000				
その他の寄附		→ ※ 下記注意(1)参照。			
合　計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７－１）　**個　人**

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）					年月日	寄　附　者　の　区　分	個　人	
寄　附　者　の　氏　名	金　額 十億	百万	千	円		住　所	職　業	備　考
山本好夫			10,	000	R1. 8. 30	千葉県松戸市上本郷2766	会社員	
芹澤清志			10,	000	R1. 8. 30	青森県十和田市東十二番町12-28　ハイツKⅡB-412	無職	
坂田　清			10,	000	R1. 8. 31	神奈川県秦野市尾尻400-26	会社員	
永田賢二			10,	000	R1. 8. 31	千葉県松戸市秋山2-18-26	無職	
太田幸男			10,	000	R1. 9. 2	群馬県桐生市広沢町4丁目2125-12	会社員	
関口春雄			10,	000	R1. 9. 2	千葉県市川市宮久保2-10-16	会社員	
山村和子			10,	000	R1. 9. 3	千葉県松戸市上本郷1345	無職	
宮澤清治			30,	000	R1. 9. 4	千葉県松戸市五香7-53-9	無職	
室井孝博			20,	000	R1. 9. 4	千葉県柏市高柳1744-14	無職	
坂田将光			10,	000	R1. 9. 4	神奈川県足柄上郡松田町松田庶子219-1	会社員	
片岡睦子			100,	000	R1. 9. 5	千葉県松戸市六高台2-5	会社役員	
倉石文彰			10,	000	R1. 9. 5	千葉県市川市国分2-4-13	会社員	
星　乗昭			10,	000	R1. 9. 5	千葉県松戸市栗山171-2	無職	
一條長文			10,	000	R1. 9. 10	神奈川県足柄上郡開成町宮台515	自営業	
竹ヶ原尚志			10,	000	R1. 9. 11	千葉県松戸市古ヶ崎4-3532	自営業	
この頁の小計			270,	000				
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合　計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７－１）　**個　人**

（7）寄附の内訳（個人）			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所	職業	備考
井上和久	10,000	R1. 9. 12	愛媛県四国中央市妻鳥町249	会社員	
菅野　秦	10,000	R1. 9. 13	千葉県千葉市若葉区大宮台3-6-7	弁護士	
中村正樹	20,000	R1. 9. 17	千葉県市川市南大野2-3-1	会社役員	
岡本映児	10,000	R1. 9. 20	千葉県松戸市松戸2280-4-303	会社員	
上田光雄	10,000	R1. 9. 26	埼玉県川口市朝日1-7-3	会社員	
東谷寛一	20,000	R1. 9. 26	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里3丁目2-8	自営業	
佐渡ヶ嶽満宗	30,000	R1. 9. 30	千葉県松戸市串崎南町39	団体役員	
南部憲克	20,000	R1. 10. 24	東京都港区東新橋2-10-7中銀第2新橋マンション902号	弁護士	
西村健太朗	300,000	R1. 12. 23	神奈川県川崎市多摩区南生田2-27-3	会社員	
この頁の小計	430,000				
その他の寄附	261,000	→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計	1,161,000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その13-1）

3．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目	金額	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	備考
1 経常経費	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	
(1) 人件費	3,931,173		
(2) 光熱水費	41,089		
(3) 備品・消耗品費	240,188		
(4) 事務所費	628,846		
小計 ((1)～(4))	4,841,296		
2 政治活動費	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	
(1) 組織活動費	940,769		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	3,935,227		
（内訳） ア 機関紙誌の発行事業費	0		
（内訳） イ 宣伝事業費	0		
（内訳） ウ 政治資金パーティー開催事業費	2,553,035		
（内訳） エ その他の事業費	1,382,192		
(4) 調査研究費	402,695		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計 ((1)～(6))	5,278,691	うち本部・支部間の交付金合計 円	
合計	10,119,987	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

※ア行からエ行の合計を、(3)行に記載すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15）の注意書きを参照。）

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

※「コピー機により複写した領収書の写し」が必要

（その14-1）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	光熱水費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
水道・下水道使用料按分	41,089円	R1.12.27	立憲民主党千葉県第6区総支部	千葉県松戸市岩瀬153-1アセッツ松戸1階	
この頁の小計	41,089				
その他の支出	0				
合計	41,089				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	消耗品費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
名刺印刷代	11,000円	R1.7.8	大槻デザイニング株式会社	東京都江東区牡丹3-28-1	
名刺印刷代	13,160	R1.12.9	大槻デザイニング株式会社	東京都江東区牡丹3-28-1	
この頁の小計	24,160				
その他の支出	216,028				
合計	240,188				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピー機リース料			12,960	H31. 1. 28	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー機リース料			12,960	H31. 2. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー機リース料			12,960	H31. 3. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー機リース料			12,960	R1. 5. 7	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー機リース料			12,960	R1. 5. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー機リース料			12,960	R1. 6. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー機リース料			12,960	R1. 7. 29	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー機リース料			12,960	R1. 8. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー機リース料			12,960	R1. 9. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー機リース料			12,960	R1. 10. 28	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー機リース料			12,960	R1. 11. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー機リース料			12,960	R1. 12. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
家賃按分			280,800	R1. 12. 27	立憲民主党千葉県第6区総支部	千葉県松戸市岩瀬153-1アセッツ松戸1階	
この頁の小計			436,320				
その他の支出			0				
合計			436,320				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（通信費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			142	526				
合計			142	526				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（事務管理費）	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円		年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
監査報酬		50,000	R1.12.16	吉田　要介	千葉県松戸市本町18-4　NBF松戸ビル5階	
この頁の小計		50,000				
その他の支出		0				
合計		50,000				

注意　(1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

(3)　政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) ☑1 組織活動費　☐6 その他の事業費 ☐2 選挙関係費　☐7 調査研究費 ☐3 機関紙誌の発行事業費　☐8 寄附・交付金 ☐4 宣伝事業費　☐9 その他の経費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (旅費交通費)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
タクシー代	10,890	H31.1.15	高山タクシー	東京都北区王子4-16-1	
タクシー代	12,750	H31.1.19	国際自動車（株）羽田営業所	東京都大田区平和島5-8-3	
タクシー代	11,640	H31.1.31	木下タクシー	東京都豊島区南大塚1-2-12	
タクシー代	11,490	H31.3.14	飛鳥交通第三株式会社	東京都世田谷区粕谷1-11-3	
タクシー代	14,560	R1.5.31	日本交通（株）赤羽営業所	東京都北区浮間5-4-51	
タクシー代	11,640	R1.6.21	国際自動車（株）羽田営業所	東京都大田区平和島5-8-3	
タクシー代	11,710	R1.6.26	不二タクシー株式会社	静岡県静岡市葵区北番町55-1	
タクシー代	11,780	R1.7.8	大和自動車株式会社	東京都江東区猿江2-16-27	
タクシー代	11,780	R1.8.19	品川自動車タクシー（株）	東京都板橋区向原3-10-11	
タクシー代	14,470	R1.9.11	品川自動車タクシー（株）	東京都板橋区向原3-10-11	
タクシー代	11,640	R1.9.27	（株）グリーンキャブ本社	東京都新宿区戸山3-15-1	
タクシー代	12,020	R1.10.2	峯岸タクシー	東京都墨田区堤通2-1-27	
タクシー代	11,730	R1.10.9	大丸交通株式会社	東京都葛飾区奥戸4-4-6	
この頁の小計	158,100				
その他の支出					
合計					

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

(3)　政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) ☑1 組織活動費 ☐2 選挙関係費 ☐3 機関紙誌の発行事業費 ☐4 宣伝事業費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費 ☐6 その他の事業費 ☐7 調査研究費 ☐8 寄附・交付金 ☐9 その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (旅費交通費)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
タクシー代	12,990	R1.10.15	東洋交通株式会社	東京都北区浮間5-4-51	
タクシー代	12,110	R1.11.7	日本交通（株）池袋営業所	東京都豊島区東池袋3-1-1	
タクシー代	13,130	R1.11.8	新進タクシー株式会社	東京都板橋区蓮根3-21-18	
タクシー代	11,940	R1.11.27	太陽自動車株式会社	東京都葛飾区四ツ木5-5-18	
タクシー代	12,850	R1.11.29	国際自動車（株）板橋営業所	東京都板橋区坂下1-22-10	
タクシー代	11,440	R1.12.3	株式会社江北交通	東京都足立区新田2-9-16	
タクシー代	12,240	R1.12.24	小畑タクシー	東京都墨田区文花1-31-16	
この頁の小計	86,700				
その他の支出	41,200				
合計	286,000				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) ☑1 組織活動費　☐6 その他の事業費 ☐2 選挙関係費　☐7 調査研究費 ☐3 機関紙誌の発行事業費　☐8 寄附・交付金 ☐4 宣伝事業費　☐9 その他の経費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (渉外費)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会費	18,500	H31. 3. 11	山田匡男先生を囲む会事務局	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館915号室	
会費	12,000	R1. 5. 9	連合千葉議員団会議	千葉県千葉市中央区中央4丁目13眼10号	
会費	20,000	R1. 6. 20	衆議院議員岡島一正を叱咤激励する集い事務局	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館1108号室	
会費	20,000	R1. 10. 28	アジア太平洋経済環境研究会	東京都千代田区永田町2-9-6十全ビル306	

この頁の小計	70,500
その他の支出	55,770
合計	126,270

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が**1万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が**5万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☑1 組織活動費　☐6 その他の事業費 ☐2 選挙関係費　☐7 調査研究費 ☐3 機関紙誌の発行事業費　☐8 寄附・交付金 ☐4 宣伝事業費　☐9 その他の経費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
飲食代	32,406	H31. 2. 6	やき鳥　歩　ム	東京都品川区西五反田2-11-11-１F	
飲食代	31,410	H31. 2. 19	春秋　溜池山王	東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー27階	
和菓子代	11,599	H31. 3. 15	（株）高島屋柏店	千葉県柏市末広町1-1	
飲食代	19,664	H31. 3. 26	南国亭　赤坂店	東京都港区赤坂2-10-2　吉川ビル１F	
生花代	16,200	R1. 5. 27	株式会社ユー花園	東京都世田谷区桜新町2-12-22	
香典代	100,000	R1. 5. 30	宮脇美智子	東京都福生市武蔵野台1-27-5ルネ福生A棟707	
生花代	32,400	R1. 6. 10	（株）セレモ	千葉県船橋市駿河台1-27-1	
生花代	16,200	R1. 6. 10	（株）セレモ	千葉県船橋市駿河台1-27-1	
飲食代	59,786	R1. 6. 21	沖縄懐石　赤坂潭亭	東京都港区赤坂6-16-11　浜ビル	
飲食代	44,190	R1. 8. 2	新橋　いずみ	東京都港区新橋3-9-5	
飲食代	34,900	R1. 10. 9	新橋　いずみ	東京都港区新橋3-9-5	
飲食代	47,916	R1. 10. 21	すし処　魚しん	東京都港区赤坂3-16-5　ユタカ産業ビル	
飲食代	23,620	R1. 10. 23	新橋　いずみ	東京都港区新橋3-9-5	
この頁の小計	470,291				
その他の支出					
合計					

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☑1 組織活動費 ☐2 選挙関係費 ☐3 機関紙誌の発行事業費 ☐4 宣伝事業費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費 ☐6 その他の事業費 ☐7 調査研究費 ☐8 寄附・交付金 ☐9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
食事代			19,	854	R1. 11. 8	吉野家　永田町一丁目店	東京都千代田区永田町一丁目7番1号	
飲食代			23,	850	R1. 11. 29	新橋　いずみ	東京都港区新橋3-9-5	
この頁の小計			43,	704				
その他の支出			14,	504				
合計			528,	499				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） □1 組織活動費　□6 その他の事業費 □2 選挙関係費　□7 調査研究費 □3 機関紙誌の発行事業費　□8 寄附・交付金 □4 宣伝事業費　□9 その他の経費 ☑5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 生方幸夫昼食セミナー（5月29日）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
郵送代	57,564	H31.4.8	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
会場費	571,052	R1.6.18	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
印刷代	183,600	R1.7.25	エスティム株式会社	千葉県松戸市古ヶ崎3-3321	

この頁の小計	812,216	
その他の支出	48,653	
合計	860,869	

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） □1 組織活動費　□6 その他の事業費 □2 選挙関係費　□7 調査研究費 □3 機関紙誌の発行事業費　□8 寄附・交付金 □4 宣伝事業費　□9 その他の経費 ☑5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 生方幸夫君と一緒に政治を変える会（11月28日）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
郵送代	63,084	R1.10.21	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
印刷代	238,700	R1.11.8	エスティム株式会社	千葉県松戸市古ヶ崎3-3321	
土産代	92,340	R1.12.2	株式会社　富井	千葉県松戸市常盤平5-9-12	
宅急便代	10,730	R1.12.2	ファミリーマート松戸岩瀬店	千葉県松戸市緑ヶ丘1丁目1-1	
土産代追加分	24,624	R1.12.3	株式会社　富井	千葉県松戸市常盤平5-9-12	
会場費	1,227,115	R1.12.9	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
この頁の小計	1,656,593				
その他の支出	35,573				
合計	1,692,166				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

(3)　政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) □1 組織活動費　□2 選挙関係費　□3 機関紙誌の発行事業費　□4 宣伝事業費　□5 政治資金パーティー開催事業費 ☑6 その他の事業費　□7 調査研究費　□8 寄附・交付金　□9 その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 生方幸夫新春の集い（2月9日）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体	備考
ビンゴ景品代			20,	329	H31. 1. 23	株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台2-19-10	
ケータリング代			361,	800	H31. 2. 20	真心の味　さんんかい亭	千葉県松戸市日暮1-16-16	
会場費（2020年2月9日分）			44,	260	R1. 11. 14	松戸商工会議所	千葉県松戸市松戸1879-1	
この頁の小計			426,	389				
その他の支出			11,	450				
合計			437,	839				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☐1 組織活動費　☑6 その他の事業費 ☐2 選挙関係費　☐7 調査研究費 ☐3 機関紙誌の発行事業費　☐8 寄附・交付金 ☐4 宣伝事業費　☐9 その他の経費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 バス旅行（6月22日）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
昼食代	127,656	R1. 6. 26	アルバローザホテルアンドリゾート（有）	千葉県銚子市川口町2丁目6529番地の34	
貸切バス代	330,700	R1. 7. 1	あすか交通株式会社	千葉県千葉市美浜区幸町2-19-46	
この頁の小計	458,356				
その他の支出	12,967				
合計	471,323				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☐1 組織活動費　☑6 その他の事業費 ☐2 選挙関係費　☐7 調査研究費 ☐3 機関紙誌の発行事業費　☐8 寄附・交付金 ☐4 宣伝事業費　☐9 その他の経費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 バーベキュー大会（9月28日）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
郵送代	24,682	R1. 8. 5	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
鶏肉代	23,446	R1. 9. 27	万星食品株式会社	千葉県松戸市松戸新田23-22	
ビール代	48,208	R1. 9. 27	やまや松戸栄町店	千葉県松戸市栄町西4-1193	
会場代	20,355	R1. 9. 28	ティ・ワイ開発株式会社	千葉県松戸市千駄堀471番地	

この頁の小計	116,691
その他の支出	36,689
合計	153,380

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） □1 組織活動費　□2 選挙関係費　□3 機関紙誌の発行事業費　□4 宣伝事業費　□5 政治資金パーティー開催事業費 ☑6 その他の事業費　□7 調査研究費　□8 寄附・交付金　□9 その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 生方幸夫杯ゴルフコンペ（11月11日）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
賞品代	129,000	R1.11.9	株式会社三越伊勢丹	東京都新宿区新宿三丁目14-1	
賞品代	12,100	R1.11.10	株式会社高島屋　柏店	千葉県柏市末広町1-1	
宿泊代	14,800	R1.11.10	栃木グランドホテル	栃木県栃木市万町6-11	
賞品代	19,740	R1.11.11	株式会社栃木ゴルフ倶楽部	栃木県栃木市千塚町561番地	
懇親会（パーティー代）	123,174	R1.11.11	株式会社栃木ゴルフ倶楽部	栃木県栃木市千塚町561番地	
この頁の小計	298,814				
その他の支出	20,836				
合計	319,650				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） □1 組織活動費　□6 その他の事業費 □2 選挙関係費　☑7 調査研究費 □3 機関紙誌の発行事業費　□8 寄附・交付金 □4 宣伝事業費　□9 その他の経費 □5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （調査研究費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
航空券代	19,400	R1. 7. 19	株式会社ＪＴＢ国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1	
航空券代	19,400	R1. 7. 19	株式会社ＪＴＢ国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1	
航空券代	313,610	R1. 9. 30	株式会社ＪＴＢ	東京都千代田区霞が関3-2-5	
宿泊代	43,965	R1. 10. 21	衆議院委員部　田中　博之	東京都千代田区永田町1-7-1	
この頁の小計	396,375				
その他の支出	6,320				
合計	402,695				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その17）

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　考
ア　土　地	☐	☑	
イ　建　物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	☐	

注意 (1) すべての団体が提出するものであること。
(2) 団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3) 「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表（その18）に記載すること。

全団体必要

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) □ア 土地　□エ 動産　□キ 有価証券　□コ 敷金 □イ 建物　□オ 預金等　□ク 出資　□サ 施設利用権等 □ウ 地上権等　□カ 金銭信託　□ケ 貸付金　☑シ 借入金		
摘　要	金　額		年月日	備　考
	十億	百万　千　円		
生方幸夫		3,280,000		
この頁の小計		3,280,000		
合計		3,280,000		

注意 (1) 資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

領収書等の写し
政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　2　年　5　月　18　日

政治団体の名称　**情報社会に向けて新しい政治を創る会**

会計責任者の氏名　**福島　靖男**　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和２年　５月１１日

情報社会に向けて新しい政治を創る会

代表　生方　幸夫　殿

登録政治資金監査人　吉田要介

登　録　番　号　　第　３３１３　号

研修修了年月日　平成２１年１２月１８日

１　監査の概要

⑴　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、情報社会に向けて新しい政治を創る会の平成３１年１月１日から令和元年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

⑵　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

⑶　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

⑷　この政治資金監査は、情報社会に向けて新しい政治を創る会の主たる事務

所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

⑴　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

⑵　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

⑶　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

⑷　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

情報社会に向けて新しい政治を創る会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以上